

議員提出議案第25号

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年(2015年)3月26日提出

宝塚市議会議長 北山照昭様

(提出者)

宝塚市議会議員	山本敬子
同	たぶち静子
同	中野正
同	寺本早苗
同	伊藤順一
同	大川裕之

宝塚市条例第 号

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例
宝塚市議会委員会条例(昭和33年条例第20号)の一部を次のように改正する。
第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」
を「法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律
第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第20条の
規定は適用せず、この条例による改正前の第20条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年（2015年）2月16日

宝塚市議会議長 北山照昭様

（提出者）

宝塚市議会議員	山本敬子
同	たぶち静子
同	中野正
同	寺本早苗
同	伊藤順一
同	大川裕之

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

以下の理由により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び宝塚市議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

（提出の理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法の改正に伴い、委員会条例の一部を改正する。